

新型コロナウイルス感染症対策として実施された車検伸長に伴う特別措置（自賠責保険）の実施について

国土交通省より新型コロナウイルス感染症対策として、自動車検査証の有効期間が全国一律に伸長される旨の発表がありました。

<2020年2月28日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します～新型コロナウイルス感染症対策～（国土交通省ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

- (1) 車検伸長対象地域
全国

- (2) 継続契約の締結手続きの猶予

対象自動車	自賠責保険の保険期間の終期	猶予の限度期限
検査対象車	2020年2月28日から2020年4月30日 ^(注)	2020年4月30日まで
検査対象外車		

(注) 検査対象車は、自動車検査証の有効期間が2020年2月28日から2020年3月31日の自動車に付保された保険契約が対象です。

- (3) 継続契約の保険料払込みの猶予

検査対象車、検査対象外車を問わず、2020年2月28日から2020年4月30日までの払込みについては、2020年4月30日を限度として猶予いたします。

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。

以上